

茅野市地域防災計画

その他災害対策編
(火山災害対策編)
(雪害対策編)
(林野火災対策編)

(平成 25 年度修正版)

茅野市防災会議

火山災害対策編

第1節 火山災害に強いまちづくり

第1 基本方針

茅野市は、地域の特性に配慮しつつ、火山災害に強いまちづくりを行う。県内及び近隣には10の活火山があり、比較的、茅野市に近いのは横岳である。距離的にも、爆発・噴火によって甚大な被害を被る危険性は少ないが、その規模によっては、降灰程度の被害が考えられるため、常に万全の注意を払い、災害発生時には迅速かつ的確な応急対策をとる必要がある。

第2 計画

茅野市は、防災の第一次責任を有する基礎的地方公共団体として、火山噴火等にかかわる災害から市の地域、市民並びに一般観光客の生命、身体、財産を保護するため関係機関の協力を得て火山災害対策活動を実施する。特に近年の住宅環境の変化やライフライン等への依存の増大により、災害の及ぼす影響も多様化しており、災害に強いまちづくりが必要となっている。

(1) 火山災害に強いまちの形成

ア 必要に応じ、警戒避難対策の推進、市民等への情報提供等を効果的に行うため、火山災害にも考慮した防災マップ等の整備を推進する。

イ 道路情報ネットワークシステム等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。

(2) 火山災害に対する建築物等の安全性

不特定多数の者が利用する建築物等については、火山災害に対する安全性の確保についても配慮する。

(3) ライフライン施設等の機能の確保

上水道等の施設の火山災害に対する安全の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(4) 降灰対策

火山噴火に伴う降灰が火山周辺地域の市民の生活等に及ぼす支障を軽減することに努める。

(5) 災害応急対策等への備え

災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、市民個々の防災力の向上を図るとともに、人的ネットワークの構築を図る。

第2節 災害発生直前対策

第1 基本方針

火山災害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるよう、あらかじめ市民に対する、情報伝達体制、避難誘導体制を整備しておく必要がある。

第2 計画

1 市民に対する噴火警報・予報等の伝達体制の整備

(ア) 噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報及び火山活動解説資料の伝達経路については、別紙1のとおりであるが、市は、県及び気象台、周辺市町村、関係機関との連携をとりながら、火山活動に異常が生じた場合には、情報伝達活動が円滑に行えるよう体制の整備を図るものとする。

(イ) 別紙1(1)の伝達経路により、噴火警報・予報及び火山の状況に関する解説情報の通報を受けた時は、必要により住民等に対する広報活動を行うものとする。

2 避難誘導体制の整備

市は、火山噴火等により、住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく。

(避難計画については風水害対策編第2章第1節に準ずる。)

(ア) 噴火警報・予報

噴火警報：気象業務法第13条の規定により、気象庁地震火山部火山監視・情報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表する。なお、活動火山対策特別措置法第21条第1項に規定される火山現象に関する情報は、噴火警報として取り扱う。

噴火予報：気象業務法第13条の規定により、気象庁地震火山部火山監視・情報センターが、火山活動が静穏（平常）な状態が予想される場合に発表する。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表する。

噴火警報及び噴火予報の発表基準等（横岳）

予報及び警報の名称	略称	発表基準	警戒事項等
噴火警報（居住地域） 又は 噴火警報（山麓）	噴火警報	居住地域又は山麓に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	居住地域嚴重警戒 又は 山麓嚴重警戒
噴火警報 （火口周辺）	火口周辺 警報	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	入山規制
		火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	火口周辺規制
噴火予報	—	火山活動が静穏な状態が予想される場合	平常

(イ) 火山の状況に関する解説情報

火山性地震の回数など火山活動の状況を知らせる場合に発表する。

(ウ) 火山活動解説資料

防災活動の利用に適合するよう火山観測の成果、統計及び調査の成果等を編集した資料で定期的に、または必要に応じ作成し発表する。

火山活動解説資料の伝達系統図は、別紙1(2)のとおり。

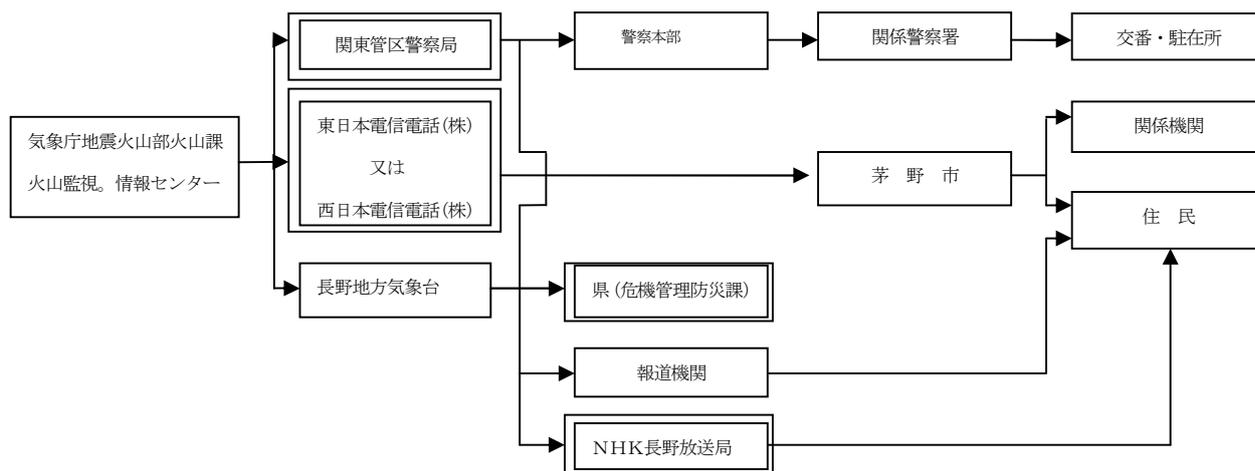
3 異常現象の通報

市民は、噴煙や噴石、鳴動や降灰など火山に関する異常を発見した場合は、ただちに市長又は警察官に通報するものとする。市長等は、市民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに関係機関に伝達するものとする。

異常現象の通報系統図は、別紙2のとおり。

別紙1 噴火警報・予報等の通報伝達系統

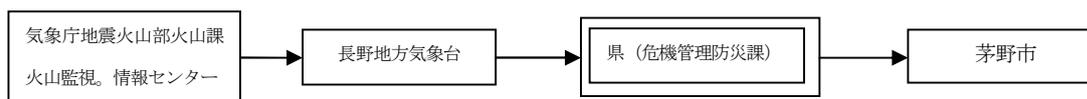
(1) 噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報の伝達系統図



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第7条第1項の規定に基づく法定通知機関。

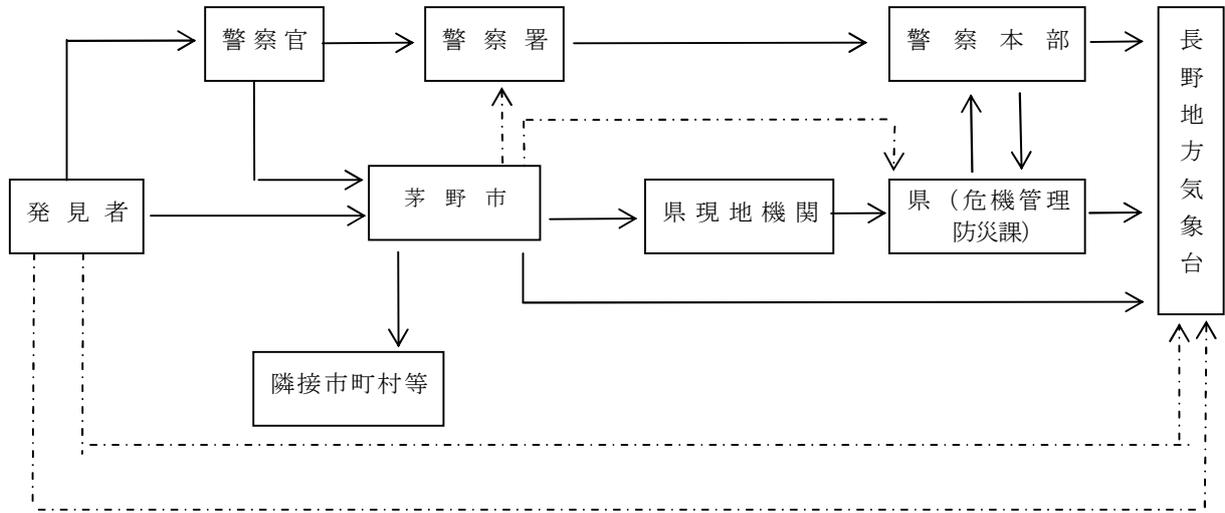
* 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の関係市町村への伝達は、「噴火警報・予報」に限る。

(2) 火山活動解説資料の伝達系統図



(注1) 「関係機関」とは、各市町村地域防災計画に定める、市町村の機関(現地機関、消防団、小中学校など)及び防災上関連のある機関をいう。

別紙2 異常現象の通報系統図



(----- は副系統を示す)

第3節 災害応急対策

第1 基本方針

火山災害が発生した場合は、市民の生命・身体の保護又は被害の拡大防止のため、災害応急対策活動を実施する。

第2 計画の内容

火山災害が発生した場合における災害応急対策活動は、風水害対策編第3章に準ずる。

第4節 災害復旧計画

第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧・復興の基本方向を決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

第2 活動の内容

風水害対策編第4章に準ずる。

雪 害 対 策 編

基本方針

大雪に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、雪害による地域経済活動の停滞防止及び市民の生活環境の維持向上に資するため、主要幹線道路等の交通確保及び鉄道等の輸送、電力、通信の確保並びに緊急時に対処するための医療等の確保を図り、雪害予防の万全を期する。

第1節 雪害に強いまちづくり

第1 基本方針

地域の特性に配慮しつつ、大雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害に強いまちづくりを行う。

第2 主な取組み

- 1 地域の特性に配慮しつつ、雪害に強いまちづくりを行う。
- 2 冬期道路交通確保のための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。
- 3 適時適切な運転規制及び迅速な除雪による鉄道運行の確保を図る。
- 4 雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施する。
- 5 電力供給設備の雪害対策による電力供給の安定確保を図る。
- 6 ガス供給施設の安全性の確保及び緊急時の点検体制の整備を図る。
- 7 雪害時における通信確保のための電気通信設備の予防対策及び復旧体制の整備を図る。
- 8 雪害時における医療を確保するための体制の整備を図る。
- 9 雪害による農林産物の被害を防ぐための適切な技術指導、復旧啓発を図る。
- 10 建築物の所有者等に対し、安全対策の推進についての周知を図る。
- 11 雪害時における児童生徒の安全確保及び冬期における児童生徒の教育の確保を図る。
- 12 文化財の積雪による被害、損傷からの保護を図る。
- 13 雪害時における警備体制の確立及び交通規制を行う。
- 14 雪害に関する知識について市民に対して普及・啓発を図る。

第3 計画の内容

1 雪害に強いまちづくり

(1) 現状及び課題

地域の特性に配慮しつつ、雪害に強いまちづくりを行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（市全部局）

(ア) 雪害に強い郷土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的計画的に

推進する。

- (イ) 雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進するものとする。
- (ウ) 積雪寒冷の度が特に甚だしい地域において道路交通の確保が必要であると認められ、国土交通省から指定された道路において、スノーシェッド、防護柵、消雪施設等防雪施設の整備並びに路盤改良、流雪溝の整備等を行うものとする。
- (エ) 消流雪用水の確保、除排雪機能の高い河川・溪流の整備、通信ケーブルの地中化等の施策を行うものとする。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 雪害に強い郷土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的計画的に推進する。
- (イ) 雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進する。
- (ウ) 積雪寒冷の度が特に甚だしい地域において道路交通の確保が必要であると認められ、国土交通省から指定された道路において、スノーシェッド、防護柵、消雪施設等防雪施設の設備並びに路盤改良、流雪溝の整備等を行う。
- (エ) 消流雪用水の確保、除排雪機能の高い河川・溪流の整備、通信ケーブルの地中化等の施策を行う。

2 道路交通の確保計画

(1) 現状及び課題

積雪地帯の冬期道路交通を確保するため、市、県、関係機関は除雪機械及び要員の整備を図り、除雪体制の強化に努める。

特に短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、道路管理者相互の連携の下、迅速・適切に対応するよう努めるものとする。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（都市建設部）

- (ア) 市は除雪体制を整備し、大雪時には道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図るとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行う。
- (イ) また、市民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかける。
- (ウ) 雪捨場の確保、情報収集及び指示
常設雪捨場及び臨時雪捨場の指定、設置を行う。
- (エ) 除雪機械は十分な整備を行い、本市の実情に合う機械により除雪体制が効果的に行えるよう、民間の除雪機械の保有状況等を把握しておく。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 豪雪時に道路交通を緊急に確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施しうるよう緊急確保路線について除雪機械、除雪要員等の動員並びに連絡系統その他必要な事項に関し、あらかじめ所要の体制を確立するとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障

木の伐採等の対策を行う。

(イ) 応急復旧のために建設業界と事前に役割分担を定めておき交通の確保を図る。

ウ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 一般国道（指定区間）について、国土交通省計画により除雪を行う。

なお、除雪上必要とする資機材の現況及び操作人員について、常時把握する。（地方整備局）

(イ) 円滑な道路交通を確保するための除雪機械の整備、及び除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行うとともに、降雪量・積雪量・気温等の気象状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための機器等の整備を行う。（地方整備局）

(ウ) 高速道路の交通を確保するための除雪体制の整備、及び除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行うとともに、降雪による交通規制の状況の周知を図る。

（中日本高速道路（株））

(エ) 道路管理者と連携し、バスの安全な運行に努める。（路線バス会社）

エ 【市民が実施する計画】

厳しい気象条件の下での早朝ないし夜間からの除雪作業等は困難を極めるものであるため、次のことについて円滑な除雪作業の環境整備に協力するとともに、住宅の近く等については自力除雪に努める。

- 路上駐車等の除雪の妨げになるような行為はしない。
- 道路除雪後、除雪された雪が凍結する前に、住宅・車庫等から道路までの通路を確保する。
- 道路状態を悪化させるため、道路への雪出しは行わない。
- 下流において溢れる原因となるため、水路への雪捨てを行わない。

3 鉄道運行確保計画（鉄道会社）

(1) 基本方針

冬期間における鉄道等の公共交通機関の役割は重要であり、雪によって公共交通網が混乱すると、市民生活や地域経済に大きな影響を与えることも予想されるため、雪害に強い除雪等の体制整備が必要である。

なお、市とも事前に打合せ等を行って、日頃の連絡協力体制を密にして、除雪等については協力を得るなどして運転不能という不測の事態を極力避ける。

(2) 実施計画

ア 【関係機関が実施する計画】（JR東日本）

- (ア) 排雪車両及び除雪機械の増強等による除雪体制の整備
- (イ) 雪崩防止柵、流雪溝等の防融雪施設の整備充実
- (ウ) 利用者に対する通行（遅延）情報の提供体制の整備
- (エ) 降雪により転倒、落下等のおそれがある支障木の伐採

4 雪崩災害予防計画

(1) 基本方針

積雪地帯で発生する雪崩の被害を防止するため、雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（都市建設部、産業経済部）

市内の危険箇所における雪崩対策の事業推進を図る。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 雪崩危険箇所には、人家、道路、公共施設の保全を目的になだれ防止保安林を指定して、森林の造成を基本目標に、柵工、植栽工を中心に、その他の阻止工法の有機的組み合わせにより、対策事業を実施する。（林務部）
- (イ) 雪崩危険地区の点検を随時実施し、計画的な対策事業の実施を図るとともに、防災林としての森林が成林するまでの維持管理についても、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら、計画的に実施していく。（林務部）
- (ウ) 除排雪機能又は融雪時の出水、雪崩等に伴う土砂流出対策として砂防事業を実施する。（建設部）
- (エ) 雪崩災害から人命・財産を守る雪崩対策事業を実施する。（建設部）
- (オ) 豪雪地域における液化石油ガス一般消費設備について、液化石油ガス容器の転倒防止措置を徹底するとともに、設備破損及び容器流出によるガスの大量漏洩を防止するため、ガス放出防止器の設置を促進するよう、液化石油ガス販売事業者を指導する。（商工労働部）

ウ 【関係機関が実施する計画】

各機関が管理する施設が雪崩の危険区域にある場合、必要に応じ予防措置を講ずる。

5 電力の確保

(1) 基本方針

電力供給設備を雪害から守り、安定した電力の供給を確保するため必要な施策の強化を行う。

(2) 実施計画

ア 【関係機関が実施する計画】（中部電力株式会社）

- (ア) 発電設備、変電設備については、積雪の多い地域の電気設備の屋内化及び充電部・露出部の隠ぺい化を実施する。また、構内巡視路・機器周辺への融雪装置の設置、機器架台のかさ上げ、防雪カバー等を設置する。
- (イ) 送電設備については、積雪の多い地域及び市街地については、鉄塔の耐雪強化設計又は電線の難着雪化を行う。
- (ウ) 配電設備については、以下の対策を行う。
 - a 電線の太線化
 - b 難着雪化電線の使用
 - c 支持物の強化
 - d 冠雪対策装柱の採用

- e 雪害対策支線ガードの採用
- f 支障木の伐採

6 ガス施設の安全確保

(1) 基本方針

豪雪時におけるガス供給設備の破損を防ぐための措置の徹底及び雪害発生時の緊急点検活動体制の整備を図る。

(2) 実施計画

ア 【県が実施する計画】

- (ア) 豪雪時に、液化石油ガス供給設備の破損が生じないように、建物の切妻側や軒下等に設置するか、収納庫又は雪囲い等によって保護するとともに、容器の転倒防止措置を徹底するよう、液化石油ガス販売業者を指導する。（産業労働部）
- (イ) 豪雪地域においては、排気筒が折れないよう保護措置を講ずるとともに、設備破損によるガスの大量漏洩を防止するため、ガス放出防止器の設置を促進するよう、液化石油ガス販売事業者を指導する。（産業労働部）
- (ウ) 雪害発生時に液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を実施するための緊急主導体制の構築について、（一社）長野県エルピーガス協会を指導する。各支部内で対応できる災害の場合のほか、他支部等からの応援を得て実施する大規模災害の場合についても整備を要請する。
特に、病院、避難所となる学校・公民館等及び大規模な容器置場を有する施設等については、最優先で実施するよう要請する。排気筒折損、供給管破損等のほか、積雪に囲まれた空間へのガスの滞留と室内への流入等に特に注意するよう要請する。（産業労働部）

7 通信の確保

(1) 基本方針

雪害時における通信の確保を図るため、線路設備、孤立防止用無線設備の巡回点検整備を行うほか、非常用可搬型無線機並びに移動用電源装置の整備等必要な措置を実施する。

(2) 実施計画

ア 【関係機関が実施する計画】（東日本電信電話株式会社長野支社）

(ア) 電気通信設備の予防措置

雪害の恐れのある地域の電気通信設備等について、支障木の伐採、耐雪構造化及び通信網の整備を推進し、災害の未然防止を図る。

8 医療の確保

(1) 基本方針

豪雪地帯における医療の確保を図るため、へき地診療所の整備等を行う。

(2) 実施計画

【市及び県が実施する計画】（市：健康福祉部 県：健康福祉部）

(ア) へき地診療所整備事業の実施

(イ) 患者輸送車整備事業の実施

9 農林産物対策計画

(1) 基本方針

雪害による農林産物の被害を防ぐため、生産者等に対する適切な技術指導を行う。

(2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する計画】（市：産業経済部 県：農政部・林務部）

(ア) 水稻、麦、果樹、野菜、花き及び飼料作物等に対する予防技術の指導を行う。（市：産業経済部 県：農政部）

(イ) 雪害に対処するため、水稻、麦、果樹、野菜、花き及び飼料作物等に対する必要な応急対策技術の指導を行う。（市：産業経済部 県：農政部）

(ウ) 積雪による園芸施設等の農業建物の倒壊を防止するよう指導する。（農政部）

(エ) 健全な森林を育成するため、適地適木による森林造成及び適正な除伐、間伐の実行等に対する技術指導を行う。

また、被害立木については、森林病虫害の発生を未然に防ぐために、適正な処理を行うよう指導、支援する。（市：産業経済部 県：林務部）

10 建築物対策

(1) 基本方針

建築基準法施行細則第9条で指定された多雪区域の建築物の所有者等に対し、建築物の安全対策の推進について、周知及び指導を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（都市建設部）

(ア) 建築物の雪害防止のための指導及び啓発を行うものとする。

(イ) 住宅マスタープランに基づき雪に強い住宅の普及、市街地形成の誘導等を行う。

イ 【県が実施する計画】（建設部）

(ア) 災害を防止するため、多雪区域を重点に建築物の所有者等に対し安全対策を周知する。

(イ) 多数の者が利用する建築物の所有者に対し、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告制度の周知を図る。

(ウ) 建築物パトロールを実施し、雪害防止のための指導を行う。

(エ) 豪雪地帯の市町村に対し、住宅マスタープランの策定による克雪住宅等の普及推進を指導する。

ウ 【建築物の所有者等が実施する計画】

(ア) 建築基準法第12条第1項に規定する旅館、ホテル、物品販売店舗等多数の者が利用する建築物の所有者は、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告を行い、建築物の安全性の確保に努める。

(イ) 雪下ろし等を行い、建築物の安全性の確保に努める。

1.1 授業の確保等

(1) 基本方針

小学校、中学校、高等学校、保育園及び幼稚園（以下この節において「学校等」という。）においては児童生徒及び幼児等（以下この節において「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全確保に万全を期するとともに、冬期における児童生徒等の教育を確保するための対策を講ずる。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（教育委員会）

(ア) 児童生徒等の通学のための危険を排除し、安心して学習に専念できるように、必要がある場合冬期分校及び冬期寄宿舎を設置するものとする。

(イ) 県が実施する対策に準じて、市の防災計画等をふまえ適切な対策を行うものとする。

イ 【県が実施する計画】（教育委員会）

(ア) 県立の学校においては、以下の対策を実施する。

a 積雪が一定量をこえると施設等の耐久度により破損する恐れがあるので、定期的な施設点検を実施し、危険箇所の補強修理、施設の壁面や基礎等を防護するための雪囲いをする等の処置を講ずる。

b 豪雪地帯あるいは山間地にある学校の施設の改築及び新增築については、豪雪を考慮したものとする。

c 学校長は、緊急時、消防車・救急車などが校内まで進入できるような通路及び避難経路・避難場所の確保に配慮する。

(イ) 県教育委員会は、冬期分校及び冬期寄宿舎の設置を行う市町村に対して、学級編成の認可等を行う。

1.2 文化財の保護

(1) 基本方針

文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本市における国・県指定文化財の中で、多雪地区あるいは山間地にある文化財建築物等については、積雪による破損や損傷のおそれがあるため適切な対策を講ずる。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（教育委員会）

所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置を講ずるよう指導するとともに、常にその実状を把握するよう努める。

イ 【県が実施する計画】（教育委員会）

市町村教育委員会を通じ所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置を講ずるよう指導する。

ウ 【所有者等が実施する計画】

定期的な点検を行い、危険箇所の応急修理、建造物の側面や土台を防護するための雪囲いを行う等の処置を講ずる。

1.3 警備体制の確立

(1) 基本方針

関係機関と緊密な連絡の下に諸対策を推進し、災害発生時に効果的な活動ができる体制の構築に平素から努める。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（企画総務部）

諏訪広域消防、茅野市消防団ほか関係機関と密接な連絡のもとに、災害発生時に円滑で効果的な行動がとれる体制をとる。

イ 【県が実施する計画】（警察本部）

(ア) 警備措置

a 危険地域等の調査

(a) 調査対象

- ① 雪崩災害危険箇所
- ② 交通途絶地域
- ③ 融雪災害危険地域
- ④ 地すべり災害危険箇所

(b) 調査事項

- ① 危険地域の状況
- ② 危険、被害予想
- ③ 警備措置（事前の観測体制、危険状態の伝達体制、警備体制、危険排除措置、避難措置等）

1.4 雪害に関する知識について市民に対して普及・啓発を図る。

(1) 基本方針

雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、市民の適切な活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。

このため、市民に対する雪害に関する知識の普及・啓発が必要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（企画総務部）

降積雪時の適切な活動について、県が実施する計画を参考に、市民に対して周知を図るとともに、防災マップ等により、雪崩危険箇所等の周知を図る。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部、健康福祉部）

(ア) 次の項目についてテレビ、ラジオ等のマスメディアや、防災研修会、防災講演会、パンフレット等により広く県民に対して防災知識の普及を図る。

- a 雪害に関する警報・注意報等に対する知識
- b 住宅周辺等の自主的除雪を心がける等の防災思想の普及
- c 住宅周辺等の自主的除雪の際の屋根からの落雪への注意

d 屋根の雪下ろしの際の転倒防止への注意

(イ) 市町村に対して防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等の作成について指導するとともに、自主的除雪に不安のある高齢者世帯の除雪を支援するため要配慮者世帯の状況に応じた、地域住民の支え合いによる支援体制を整えるよう働きかける。

※ 参考

過去に発生した大雪の状況

発生年月日	積雪量	被害状況
大正元年	56cm	不明
昭和3年	63cm	不明
昭和6年	53cm	不明
昭和12年	52cm	不明
平成10年1月8日 1月12日 1月15日	35cm 14cm 45cm	<ul style="list-style-type: none"> ・1月15日茅野市雪害対策本部設置 ・小・中学校臨時休校 ・人的被害3件（屋根より転落等） ・交通関係（路線バス・JR線全面運休、中央自動車道の通行止め） ・建物被害 倉庫倒壊2棟、 ・被害額（農林関係77,100千円、市道の除雪80,000千円、その他42,000千円）
平成13年1月27日	70cm	<ul style="list-style-type: none"> ・1月27日茅野市雪害対策本部設置 ・人的被害2件（屋根より転落等） ・交通関係（路線バス・JR線全面運休、中央自動車道の通行止め） ・被害額（農林関係15,491千円、市道の除雪154,30千円、その他7,860千円）
平成26年2月 8日 2月15日	45cm 57cm	<ul style="list-style-type: none"> ・2月15日茅野市雪害対策本部設置 ・交通関係、R20に滞留車両約400台（金沢、宮川地区に避難所開設）（福祉バスビーナちゃん、路線バス・JR線全面運休、中央自動車道の通行止め） ・農業被害が甚大（約7億円）

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興の備え

第1 基本方針

雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして体制等の整備を行うことが必要である。

第2 主な取組み

- 1 気象警報・注意報等の市民に対する伝達体制を整備する。
- 2 緊急輸送確保のため、除雪等の体制を強化する。
- 3 避難収容に使用することが想定される施設の建設にあたっては、雪害災害等の危険性に対する配慮を行う。
- 4 雪処理の担い手確保の体制を整備する。

第3 計画の内容

1 市民に対する情報の伝達体制の整備

気象警報・注意報等の伝達は、第2章災害応急対策計画第1節「災害直前活動」の「伝達系統」とおりであるが、防災関係機関は、円滑で速やかな情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。

2 緊急輸送関係

(1) 基本方針

迅速かつ円滑な災害応急対策を行うためには、緊急輸送体制の整備が必要である。このため、各機関は、除雪体制の強化等の雪害に対する安全性の確保を図る。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（都市建設部、産業経済部）

スノーシェットの設置、除雪体制の強化等の雪害に対する安全性を確保する。

イ 【県が実施する計画】

(ア) スノーシェットの設置、除雪体制の強化等の雪害に対する安全性の確保

(イ) 信号機、情報板等の道路交通関連施設について雪害に対する安全性の確保を図る。

(警察本部)

3 避難収容関係

(1) 基本方針

公民館、学校等の避難施設としての使用が予想される施設の建設にあたっては、雪崩等の災害に対する安全性、寒さに対する配慮等を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（企画総務部、教育委員会、都市建設部）

- (ア) 公民館、学校等の公共施設は、雪崩のおそれがない場所へ設置する。
- (イ) 避難施設等における暖房設備の設置等の寒さに対する配慮を行う。
- (ウ) 応急仮設住宅等の設置に適した、雪崩の恐れがない場所を把握する。

4 雪処理関係

(1) 基本方針

雪害が発生するおそれがあり通常の除排雪の体制では人材、機材が不足する可能性を想定して、各機関は、雪処理の担い手となる、地域住民、ボランティア、建設業団体の受け入れ等に関する体制の構築に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（企画総務部、都市建設部、健康福祉部）

- (ア) 豪雪に備えた地域住民による支援のための仕組み作りを推進するものとする。
- (イ) ボランティアを地域で受け入れるための体制作りを図るものとする。
- (ウ) 社会福祉協議会が行うボランティアの事前登録の推進について、市民に対する啓発普及を図る等その支援に努めるものとする。
- (エ) 建設業団体等と連携して除排雪に必要な機械の確保を図るものとする。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部、社会部）

- (ア) 豪雪に備えた地域住民による支援のための仕組み作りを推進する。
- (イ) 社会福祉協議会が行うボランティアの事前登録の推進について、市民に対する啓発普及を図る等その支援に努める。
- (ウ) 建設業団体と連携して除排雪に必要な機械の確保を図る。

ウ 【社会福祉協議会等ボランティア関係団体が実施する計画】

- (ア) ボランティア事前登録の推進を図るものとする。
- (イ) 除雪ボランティア活動環境の整備に努めるものとする。

雪害対策本部の設置（茅野市災害対策本部及び茅野市地震災害警戒本部に関する条例）

1 設置基準

市長は、大雪により道路交通が遮断され、建物、農業用施設等に被害が発生するなど、市民生活に多大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるときは、除雪対策を中心に庁内体制を強化するため、雪害対策本部を設置する。

2 組織

雪害対策本部の組織及び事務分掌は、「各部の所掌事務」に定めるところによる。

3 各部の活動要領

- (1) 雪害対策本部室は、原則として市役所3階事務室及び会議室に置く。
- (2) 本部員（各部長）は、情報の収集及び伝達の体制を強化するとともに、関係機関からの情報を本部連絡員を通じ、本部事務局（防災対策課）に報告する。
- (3) 本部事務局長（防災対策課長）は、各部からの情報を取りまとめ、随時本部長に報告する。
- (4) 本部長（市長）は、大雪による被害の状況、市の対策及び市民への要請事項等を報道機関の協力を得て周知する。
- (5) 本部長は、必要に応じ本部員会議を招集する。
- (6) 各部長は、所属の課長を指揮し、所掌事務を遂行する。
- (7) 各部長は、必要に応じ所属の職員のうちから本部連絡員を指名し、本部室に派遣する。

4 本部員会議

- (1) 本部員会議は、原則として第2応接室で開催する。
- (2) 本部員は、所掌事項に関する必要な資料を本部員会議に提出する。
- (3) 本部員は、本部員会議の招集の必要を認めるときは、本部事務局に申し出る。

5 雪害対策本部の廃止

本部長は、大雪に係る応急対策が概ね完了した場合で通常の体制で対処できると判断したとき、又は災害対策本部が設置された場合は、本部を解散する。

第3節 観測・予測体制の充実

第1 基本方針

雪を克服するため、また雪をより有効に利用するため、降雪量など雪に関するより迅速かつ正確な情報提供ができる体制が必要とされる。また、複数の観測機関の協力による市民に対する情報提供体制の整備が必要である。

第2 主な取組み

- 1 降積雪等に関する観測・予測体制の充実・強化を図る。
- 2 市民に対する情報の提供体制を整備する。

第3 計画の内容

1 観測・予測体制の充実強化

(1) 基本方針

降積雪状況を素早く把握できる体制づくりを進めるとともに、降積雪のデータの保存・整理を行う。

(2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する計画】(都市建設部、企画総務部)

(ア) 応急対策等に活用するため、降積雪に関するデータを保存・整理する。

(イ) 長野地方気象台からの情報収集の他、オンラインによる気象状況の正確な把握ができる体制の整備に努める。(市：企画総務部 県：危機管理部)

(ウ) 冬期における運行規制及び気象情報・路面情報等を集中管理し、道路利用者に雪道情報を迅速かつ正確に提供するための体制の整備を図る。(市：都市建設部 県：建設部)

イ 【関係機関が実施する計画】

降雪予測の充実を図るとともに、気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達する。(長野地方気象台)

2 情報提供体制の充実

(1) 基本方針

各機関相互の情報交換を促進するとともに、情報提供システムづくりを推進する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(企画総務部)

(ア) 有線テレビジョン放送、屋外文字放送、コミュニティ FM 放送等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。

(イ) 市ホームページ、ビーナチャンネル、インターネットポータル会社等を活用し、市民に対して各種の情報を提供する体制の整備を進める。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 地域衛星通信ネットワークによる情報の多ルート化

(イ) 災害対策本部室の設置にとまなう新しい通信技術を利用した情報システムの整備

(ウ) インターネットポータル会社等の活用による情報の提供

(エ) 道路の通行規制等が行われている場合、道路利用者に対してビーコン、情報板等による迅速な情報提供

第2章 災害応急対策計画

基本方針

本章では、雪害が発生した場合、または発生するおそれがある場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、雪害に特有なものについて定める。

第1節 災害直前活動

第1 基本方針

雪害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、気象警報・注意報等の迅速な伝達や避難誘導により、災害を未然に防止するための活動を行う。

第2 主な活動

- 1 雪に関する気象警報・注意報等の円滑な伝達
- 2 市民の避難誘導等

第3 計画の内容

1 気象警報・注意報等の伝達活動

(1) 現状及び課題

長野地方気象台から発表される気象警報・注意報等について、関係機関に伝達を行うとともに、迅速な活動体制をとる。

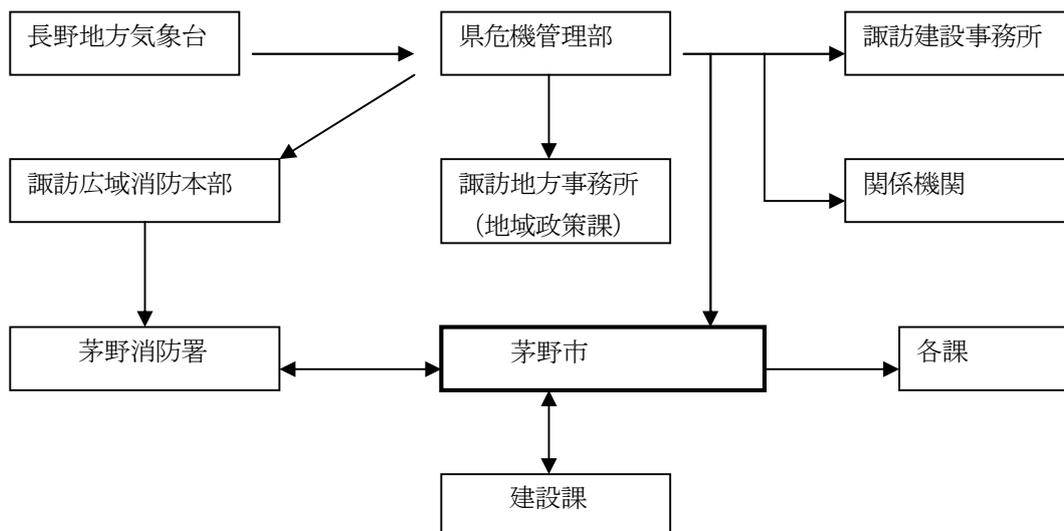
なお、活動体制については、風水害等対策編の活動体制計画及び非常参集職員の活動を参照。

(2) 実施計画

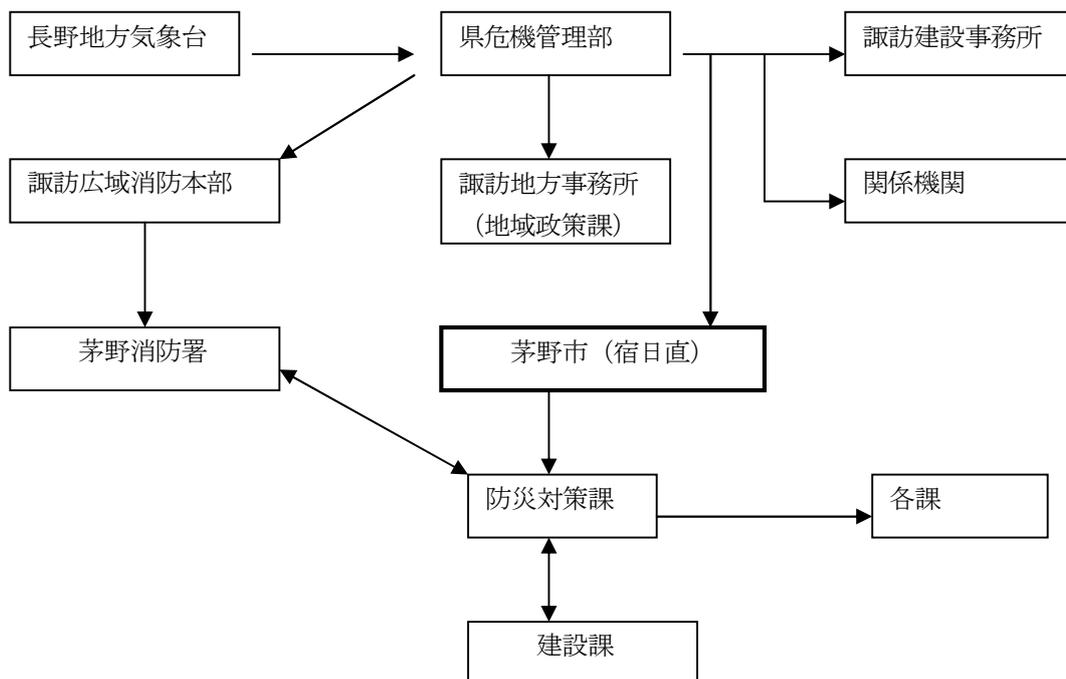
ア 【市が実施する計画】（企画総務部、全市部局）

雪に関する気象警報・注意報の伝達系統伝達とは、他の気象警報・注意報と同様に行われるが、市においては、以下のとおり行う。

（勤務時間内）



(勤務時間外)



イ 【関係機関が実施する対策】

気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達する。

(長野地方気象台)

長野地方気象台が発表する警報・注意報

ア 気象警報基準

種類	発表基準		
暴風	平均風速 17m/s 以上		
暴風雪	平均風速 17m/s 以上 雪を伴う。		
大雪	中部	諏訪地域	12時間の降雪の深さ 20 cm以上

イ 気象注意報基準

種類	発表基準		
風雪	平均風速 13m/s 以上 雪を伴う。		
大雪	中部	諏訪地域	12時間の降雪の深さ 10 cm以上

なだれ	表層なだれ：積雪が 50 cm以上あって降雪の深さが 20 cm以上で、風速 10m/s 以上 又は、積雪が 70 cm以上あって降雪の深さが 30 cm以上 全層なだれ：積雪が 70 cm以上あって最高気温が平年より 5℃以上、 又は日降水量が 15 mm以上
着氷・着雪	著しい着氷、着雪が予想されるとき。
融雪	1 積雪地域の日平均気温が 10℃以上 2 積雪地域の日平均気温が 6℃以上で、日降水量が 20 mm以上

注※1 発表基準欄に記載した数値は、長野県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安です。

※2 警報・注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。

また、新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除され、または更新されて新たな警報・注意報に切り替えられる。

※3 情報の取扱いについて警報・注意報等の伝達系統に準じて行うものとする。

2 市民の避難誘導等

(1) 基本方針

積雪・降雪・融雪等の状況を勘案し、避難が必要とされる場合には、適切な避難誘導を実施する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（企画総務部）

(ア) 市は、市民の避難が必要とされる場合には、避難勧告、避難指示を行う。また、要配慮者に配慮した避難誘導等を実施するものとする。

(イ) 状況に応じて、ヘリコプターによる避難を検討し、必要と認められる場合は、県に要請する。

イ 【県が実施する対策】

市町村からヘリコプターの出動について要請があった場合は、震災対策編第3章第5節「ヘリコプターの運用計画」によりヘリコプターを派遣する。

第2節 除雪等の実施と雪崩災害の防止活動

第1 基本方針

雪害においては、被害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにもつながる。

このため、適切な除雪の実施、雪崩災害の防止活動が必要である。

第2 主な活動

- 1 迅速かつ効果的な道路除雪活動の実施
- 2 雪害時における鉄道の運行を確保するための活動の実施
- 3 雪害時における通信を確保するための活動の実施
- 4 豪雪地帯住民の安全確保を図るための活動の実施
- 5 冬期における児童生徒の教育の確保
- 6 文化財に積雪による破損等のおそれがある場合の応急活動の実施
- 7 警備体制の確立による応急活動の実施
- 8 雪崩災害の発生及び拡大を防止するための活動の実施

第3 活動の内容

1 除雪等活動

(1) 基本方針

救助・救急・医療活動を迅速に行うためにも、被害の拡大を防止し、緊急物資を被災者に供給するためにも、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。

このため、迅速かつ効果的な除雪活動が求められる。

除雪活動を迅速かつ効果的に行うためには、路線の性格、降雪量、積雪深、交通障害の程度、除雪能力などを勘案し、作業量及び緊急度に応じた体制をとる。

なお、関連する他の道路との整合を常に図る。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（都市建設部）

市は除雪体制を整備し、大雪時には道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図る。

<除雪路線と出動基準>

「除雪路線」

除雪路線を設定し、冬期間の道路管理を行う。

種別	選定基準
除雪路線 (幹線道路、バス路線)	主要幹線（バス路線を含む）、主要幹線間を結ぶ路線及び各集落を結ぶ路線 (除雪路線＝茅野市道認定路線から選定)
排雪路線 豪雪時のみ実施	除雪路線の排雪が必要になった段階で、幹線道路から実施 (除雪路線＝茅野市道認定路線から選定)

「除雪作業の出動基準」

車両の通行により圧雪状態になる前、路線の雪を側方に押しやることを目的とする。

区分	出動基準 (道路上の積雪量)	作業終了時間(目安)	出動判断
除雪路線	10cm	通勤、通学の時間帯前の完了をめざす。	除雪業者判断

「市民が行う除雪体制」

<p>＜市民への除雪協力依頼＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 除雪路線以外の道路（生活道路）の除雪 2 歩道、横断歩道橋の除雪 3 ゴミステーション、消火栓まわり等道路以外の必要箇所の除雪 4 道路への雪出しの禁止 5 路上駐車禁止 6 水路への雪捨て禁止 7 機械での除雪後、各戸の玄関前の雪の除雪 <p>＜凍結防止剤の提供＞</p> <p>凍結防止剤を必要とする地域には、希望があれば区・自治体単位で提供します。</p> <p>「用意する場所」</p> <p>市役所、北山・金沢コミュニティセンター</p> <p>＜排雪用トラックの提供＞</p> <p>区、自治会で公道の除雪活動を行う場合は、ダンプトラックを提供します。</p>
--

イ【県が実施する対策】

- (7) 路上の障害物の除去、除雪、応急復旧等の実施について、道路管理者、警察は必要に応じて消防機関及び自衛隊の協力を得て必要な措置をとる。その場合、緊急輸送道路の確保を最優先に応急復旧や代替路の設定等を実施すること。あわせて、道路の通行規制等が行われている場合、道路利用者に対してピーコン、情報版等により迅速に情報提供すること。
- (イ) 国県道の緊急除雪体制の確保（建設部）
「豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領」により行う。
- (ウ) 冬期交通規制等の実施（建設部）

ウ【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

道路交通の確保のため、国道工事事務所長が除雪量など適切に判断して随時除雪の出動を実施する。

なお、除雪に関する機関は、除雪についての情報を随時交換し、相互に協力するとともに、

民間機関の所有する除雪機械の出動について必要のつど応援協力を要請し、除雪が早期適切に実施できるよう措置する。

2 鉄道運行計画（JR東日本）

(1) 基本方針

雪害時における輸送対策については、地域住民、観光客の足を守るという観点にたつて、可能な限りの機動力及び人力を動員して除雪に努め、鉄道輸送の信頼度を高めることを基本的な考え方とし、雪害時の輸送確保に対処していく。

このためには、的確な気象情報の把握により降雪が激しくなる前に、適時適切な運行規制を行い、常に早めの除雪体制により、少なくとも通勤通学列車と、観光客等が多く利用する列車については、極力運転を確保する。

(2) 実施計画

ア 【関係機関が実施する対策】（鉄道各社）

- (ア) 除雪作業には、除雪車両及び除雪機械等を適正配備し、機械による除雪と人力による除雪の総力を結集してこれにあたる。
- (イ) 列車の運転を確保するため、降雪状況に応じて、排雪列車を優先的に運行し、一般列車の運行規制を実施する。
- (ウ) 雪崩発生危険箇所には、防護施設の整備を行うとともに、警戒に努め、必要に応じ予算措置を行い、安全運転の確保を図る。
- (エ) 雪害時においては、旅客の安全と輸送秩序の維持に万全を期するため、必要に応じ給食・医療等の手配を行うが非常時においては、市町村・住民に協力を求めて、給食・医療等万全を期する。
- (オ) 雪害時において旅客の生命、身体に危険がおよび社内において対応が不可能となった場合は、状況に応じて消防機関に応援要請を行う。自衛隊については自衛隊法に基づき長野県知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

3 通信の確保

(1) 基本方針

雪害時における通信の確保を図るため、必要な応急措置を実施する。

(2) 実施計画

ア 【関係機関が実施する対策】（東日本電信電話（株））

(ア) 電気通信設備の復旧体制

- a 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害の規模その他の状況により、必要な災害対策組織を配置し、通信の疎通確保と迅速な復旧に努める。
- b 応急復旧に必要な物資については、支店保有の資材を使用し、不足を生じる時は、他支店に保有する資機材を使用する。

また、通信の疎通を確保し、被災した設備を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所を指定し、災害対策用機器及び車両を配備する。

- c 災害のために通信が途絶し、又は通信が著しく輻輳したときは定められた復旧順位により応

急復旧措置を実施する。

4 市民の安全対策、福祉対策

(1) 基本方針

雪下ろしや除雪作業の際の安全の確保を図り、高齢者世帯等の雪下ろし等の実施が困難な世帯の安全確保のための雪害救助員の派遣を行う。

さらに降雪が続き広域的除雪支援が必要な場合は、広範囲な地域住民による支援やボランティアによる支援を行う。

(2) 実施計画

ア 【市（健康福祉部）、県（危機管理部）、社会福祉協議会等が実施する対策】

(7) 市民による自力除雪の際の危険防止について注意喚起等の広報活動を実施する。

(イ) 広範囲な地域住民の参加及びボランティア等による雪処理のための支援を実施する。

イ 【県が実施する対策】（危機管理部）

特別豪雪地帯市町村の高齢者世帯、傷病・障がい者世帯等に対して、市町村が行う、雪害救助員の派遣に対して支援を行い、人命の安全と生活の安定確保を図る。

5 授業の確保等

(1) 基本方針

小学校、中学校、高等学校、保育園及び幼稚園（以下この節において「学校等」という。）においては、児童生徒及び幼児等（以下この節において「児童生徒等」という。）の生命、身体、安全確保に万全を期すとともに、冬期における児童生徒等の教育を確保するための対策を講じる。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（教育委員会）

(7) 市立の学校においては、以下の対策を実施する。

a 学校長は、天候の急変に際して市教育委員会と密接な連絡のうえ、始業、終業時刻の繰り上げ、繰り下げ等適切な変更措置をとる。

b 学校長は、豪雪による交通機関の停止又は遅延に際しては、遠隔地通学児童生徒等の実態を踏まえ、授業日の振替、始業・終業時刻の変更等、学校運営について弾力的に対応する。

c 学校長は、山間部から通学する児童生徒等の生命保護のため、雪崩発生のおそれがあるときは気象情報等を伝達するなど事故防止に努める。

d 積雪が一定量を超えると施設等の耐久度により破損するおそれがあるので、学校長はこれを防止するため雪下ろしを実施する。

なお、雪下ろしのいとまがない場合には、一時建物の使用を禁止するなどの措置を講ずる。

イ 【県が実施する対策】（教育委員会）

県立の学校においては、以下の対策を実施する。

(7) 学校長は、天候の急変に際して県教育委員会と密接な連絡の上、始業、終業時刻の繰り上げ、繰り下げ等適切な変更措置をとる。

- (イ) 学校長は、豪雪による交通機関の停止または遅延に際しては、遠隔地通学児童生徒等の実態を踏まえ、授業日の振替、始業・終業時刻の変更等、学校運営について弾力的に対応する。
- (ウ) 学校長は、山間部から通学する児童生徒等の生命保護のため、雪崩発生のおそれがあるときは気象情報等を伝達するなど事故防止に努める。
- (エ) 積雪が一定量を超えると施設等の耐久度により破損するおそれがある場合、学校長は、これを防止するため雪下ろしを実施する。なお、雪下ろしのいとまがない場合には、一時建物の使用を禁止する等の措置を講ずる。

6 文化財の保護

(1) 基本方針

文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり正しく次世代に継承していくことが必要である。

本市における指定文化財のなかで、山間地にある文化財建造物等について積雪による破損や損傷のおそれがある場合は、必要な措置を講ずる。

(2) 実施計画

ア 【所有者等が実施する対策】

積雪量が一定量を超えると、文化財建造物等の耐久度により破損や損傷のおそれがある場合、これを防止するため時期を逸しないよう雪下ろしを実施する。

7 警備体制の確立

(1) 基本方針

関係機関と緊密な連絡の下に諸対策を推進し、雪害が発生し又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して、人命の保護を第一義とした活動に努める。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】

諏訪広域消防茅野消防署、茅野市消防団等防災関係機関と連絡を密にし被害が最小限におさまるよう努める。

イ 【県が実施する対策】（警察本部）

(ア) 警備措置

a 事前措置

- (a) 事前情報の収集と情勢判断
- (b) 警備体制の確立
- (c) 装備資器材等の確保
- (d) 関係機関との連絡協調
- (e) 広報活動の実施

- b 雪害発生時の措置
 - (a) 雪害情報の収集・被害の調査等
 - ・ 事前情報
 - ・ 雪害発生時の情報
 - ・ 関係機関に対する連絡
 - (b) 避難措置等
 - ・ 雪崩予想箇所等危険区域の警戒
 - ・ 市町村長の行う「避難指示」に対する必要な助言及び協力
 - ・ 避難誘導
 - ・ 避難後の措置
 - (c) 罹災者の救出（救護）活動
 - ・ 人命救助活動
 - ・ 関係機関の行う救護活動に対する協力
 - c 雪害発生後の措置
 - (a) 犯罪の予防・取締
 - (b) 行方不明者の捜索・死体の見分
 - (c) 各種紛争事案に対する措置
 - (d) 他機関の行う応急対策実施に対する協力
 - (e) 広報の実施
 - ・ 雪害の状況
 - ・ 今後の見通し
 - ・ 復旧措置の状況
 - ・ 罹災者の収容状況
- (イ) 交通の確保（規制）措置
- a 道路交通の実態把握
 - b 関係機関との連絡協調
 - c 所要の交通規制の実施、迂回・誘導措置
 - d 交通整理・取締員の配置
 - e 交通情報の収集・提供
 - f 交通安全施設等の視認性の向上
 - g 交通規制等の広報

8 雪崩災害の発生及び拡大の防止

(1) 基本方針

本市は、急峻な地形が多く、雪崩等の災害が発生する蓋然性が高く、適切な応急対策を実施する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】

- (ア) 雪崩災害の発生の防止、軽減を図るため、県等と連携を図りながら雪崩危険箇所の点検を実施する。
- (イ) 危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や市民に周知を図り、適切な応急対策を実施する。
- (ウ) 雪崩災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて応急工事を実施するものとする。

イ 【県が実施する対策】（建設部、林務部）

- (ア) 雪崩災害の発生の防止、軽減を図るため、専門技術者等を活用して、雪崩危険箇所の点検を実施する。
- (イ) 危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な応急対策を実施する。
- (ウ) 雪崩災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて応急工事を実施するものとする。

ウ 【中部森林管理局が実施する対策】

雪害が発生した場合、土木及び林業用機械について市町村等から要請があった場合、協力する。

第3節 避難収容活動にあたっての雪害災害等に対する措置

第1 基本方針

災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、安全が確保されるまでの間、被災者の当面の居所を確保する必要があるが、避難収容等の活動にあたっては、雪害の特性に応じた配慮を行う。

第2 主な活動

避難収容等の活動にあたっては、雪崩等の危険箇所について配慮する。

第3 活動の内容

(1) 基本方針

雪害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合の避難収容等の活動にあたっては、雪崩等の危険箇所について十分に配慮して行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（市全部局）

(ア) 活動体制

災害応急対策に対処するため、状況に応じ以下の活動体制をとる。

活動体制の名称	警戒配備	非常配備
防災気象情報	・警報の発表 (警報：暴風雪・大雪)	
大雪	・24時間の降雪深度30cm以上、 山沿い60cm以上が予想される	・24時間の降雪深度40cmを超えた時 又は累計80cmを超えた時 (観測地は茅野市役所)
対応する組織	部の連絡調整会議	茅野市災害対策本部
判断責任者	危機管理室長	市長
活動内容	◎情報収集・伝達体制 ◎各部へ連絡 ◎除雪	◎情報収集・伝達 ◎災害応急対策
災害対策本部員及び本部連絡員等の動員	●危機管理室：室長、防災対策班 全員 ●秘書広報班広報広聴係（1人） ●企画班（3人） ●産業経済部：部長、農林班長、 観光班長 ●都市建設部：部長、建設班長、 関係職員	●本部長：市長 ●副本部長：副市長、教育長 ●本部員：全員 ●本部連絡員：全員 ●班員：全員
出先機関職員の動員		全員
地区コミュニティセンター職員等の動員		全員

※ 局地的災害は、現地対策本部を設置し、市長が指名する職員を現地本部へ派遣

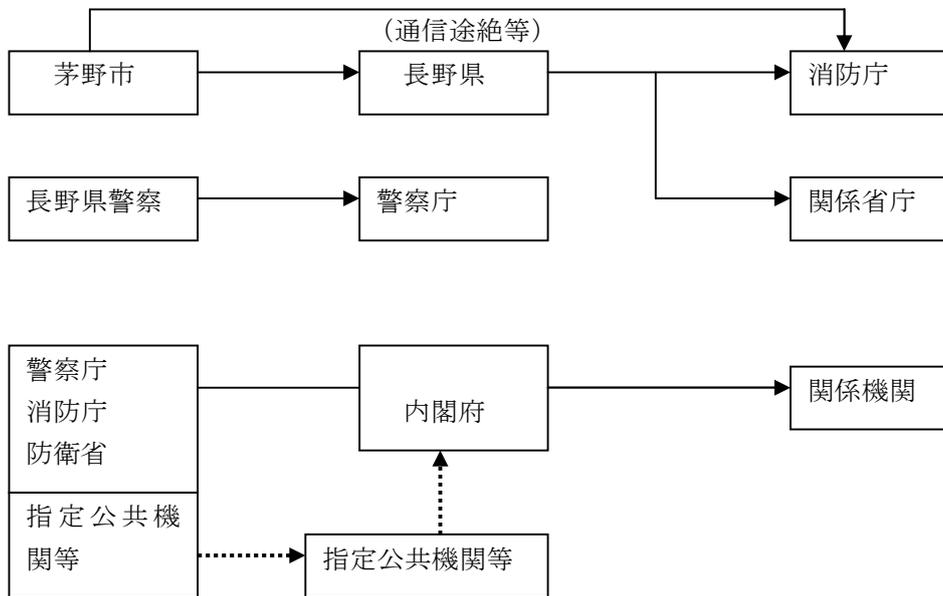
- (イ) 避難誘導にあたっては、市民に対して雪崩等の危険箇所の所在等の避難に資する情報を提供する。
- (ウ) 避難所の開設にあたっては、雪崩等の危険箇所に配慮して、できる限り安全性の高い場所に設置する。

イ 【県が実施する対策】

応急仮設住宅の建設が必要な場合は、雪崩等の危険箇所に配慮して、できる限り安全性の高い場所に設置する。

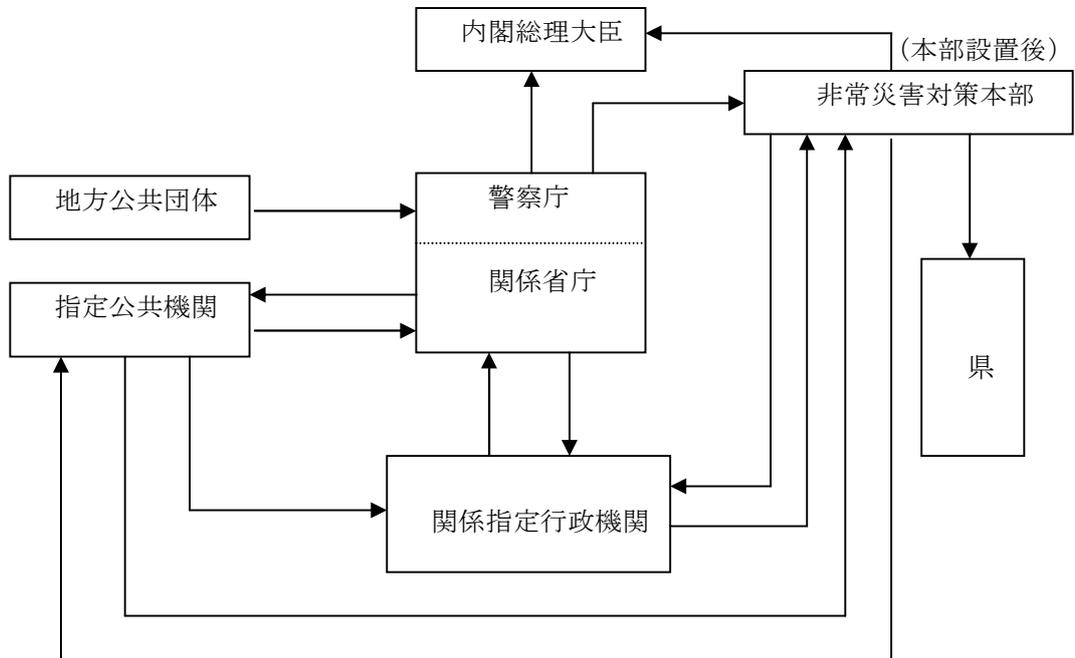
雪害における連絡体制

(1) 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

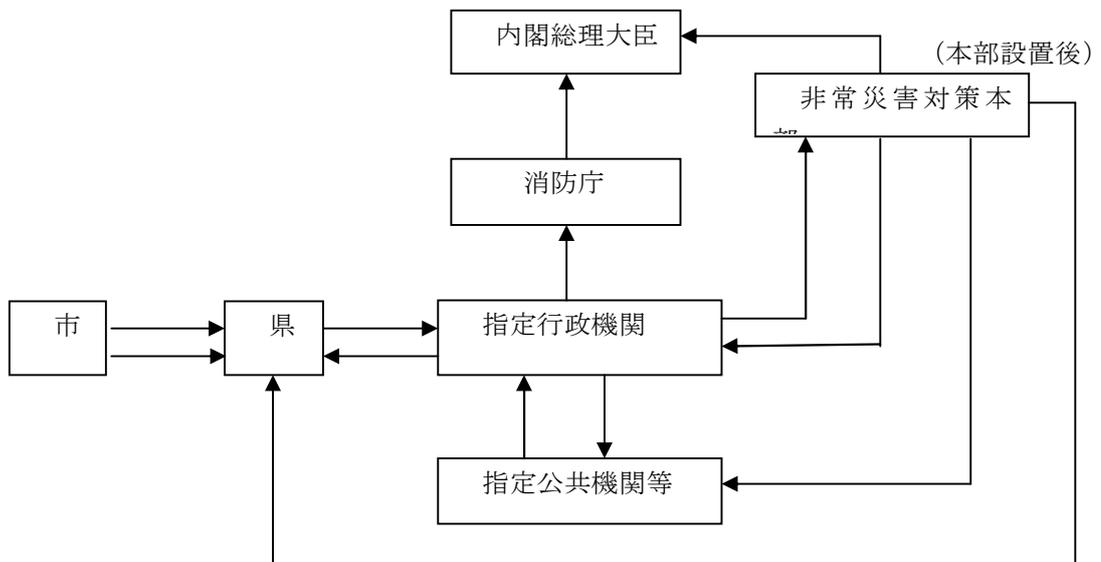


(.....→ は、大規模な指定公共機関の場合)

(2) 一般被害情報等の収集・連絡



(3) 応急対策活動情報



※ この図は、茅野市地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や県・市町村等との連絡体制まで含めた体制の概要を図示したものである。

林 野 火 災 対 策 編

第1章 災害予防計画

基本方針

林野火災は、多くの場合、気象、地形、水利等極めて悪い条件のもとにおいて発生し、また、山林の特殊性としても発見も遅れ、貴重な森林資源をいたずらに焼失するばかりでなく、気象条件によっては、消防活動従事者の人命を奪うような危険性や、人家への延焼等大きな被害に及ぶ可能性が少なくないので、火災時における消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう、活動体制等の整備を図る。

第1節 林野火災に強いまちづくり

第1 基本方針

市及び県は、林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に考慮しつつ、林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図る。

第2 主な取り組み

- 1 関係機関等と連携を図り、林野火災消防計画を確立する。
- 2 林野火災消防計画に基づく予防対策を実施する。

第3 計画の内容

1 林野火災消防計画の確立

(1) 基本方針

関係機関等と連携を図り、林野火災消防計画を作成し、林野火災の発生防止及び発生時における活動体制の確立を図る。

(2) 実施計画

ア 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する計画】（産業経済部）

関係機関と緊密な連携をとり、林野火災消防計画の確立を図るものとし、計画の作成にあたっては、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査の上、次の事項等について計画する。

(ア) 特別警戒実施計画

- a 特別警戒区域
- b 特別警戒時期
- c 特別警戒実施要領

(イ) 消防計画

- a 消防分担区域
- b 出動計画
- c 防ぎよ鎮圧要領

- (ウ) 資機材整備計画
- (エ) 防災訓練の実施計画
- (オ) 啓発運動の推測計画

イ 【県が実施する計画】（危機管理部、林務部）

市に対し、林野火災消防計画を作成し、林野火災の発生防止及び発生時における活動体制の確立を図る。

2 予防対策の実施

(1) 基本方針

林野火災消防計画に基づき、地域住民等に対する防火思想の普及啓発、巡視、指導の徹底及び消火資機材、消防施設の整備を図り、林野火災の発生の防止及び発生時の応急対策に万全を期す。

(2) 実施計画

ア 【市、諏訪広域消防茅野消防署及び県が実施する計画】（産業経済部 危機管理室）

市、諏訪広域消防茅野消防署及び県は、林野火災予防のため、次の事業を行う。

(ア) 防火思想の普及

- a 防災関係機関の協力を得て、入山者、地域住民、林野関係者等に対し、林野火災予防の広報、講習会等の行事等を通して、森林愛護及び防火思想の徹底を図る。
- b 林野火災予防協議会の設置等の推進を図る。
- c 自主防災組織の育成を図る。

(イ) 予防資機材及び初期消火資機材並びに消防施設の整備

- a 林野火災発生の危険性の高い地域を林野火災特別地域として指定し、その地域の実態に即した対策事業を推進する。
- b 林野火災予防マップ作成の推進を図る。
- c 防火管理道の作設、防火線・防火帯の設置及び消防用貯水ダム（治山ダムへの開閉装置の設置）防火水槽の設置等消防施設の整備を図る。
- d 自動音声警報機等の予防資機材、水のう付き手動ポンプ等の初期消火機材及び空中消火機材、空中消火薬剤等の消火機材の整備を推進する。

(ウ) 森林保全巡視指導員及び森林保全推進員による巡視

(エ) 森林所有（管理）者に対する指導

- a 火の後始末の徹底
- b 防火線・防火帯の設置
- c 自然水利の活用による防火用水の確保
- d 地ごしらえ、焼畑等火入れ行為をするに当たっては、森林法に基づくほか、消防機関との連絡方法を確立する。
- e 火災多発期における見回りの強化
- f 消火のための水の確保等

(オ) 応援体制の確立

長野県消防相互応援協定、長野県市町村災害時相互応援協定、諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定及び大規模災害発生時における相互応援に関する協定（甲州街道沿線12市）に基づく応援体制の整備

第2節 林野火災防止のための情報の充実

第1 基本方針

林野火災予防活動を効果的に実施するため、気象警報・注意報等の正確かつ迅速な把握のための体制を整備する。

第2 主な取り組み

- 1 気象警報・注意報等の発表等気象に関する情報の収集体制の整備に努める。
- 2 林業関係者、報道機関、市民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集体制に努める。

第3 計画の内容

1 気象情報の収集体制の整備

(1) 基本方針

気象警報・注意報等の発表等気象状況を正確かつ迅速に把握できる体制を整備し、気象状態の変化に対応した予防対策を講ずる。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（危機管理室）

長野地方気象台からの気象警報・注意報等を迅速かつ正確に収集できる体制の整備につとめる。

イ 【県が実施する計画】

長野地方気象台からの情報の収集のほか、オンラインによる気象実況の正確な把握ができる体制の整備に努める。

ウ 【関係機関が実施する計画】（長野地方気象台）

(ア) 気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達する。

(イ) 火災気象通報業務に関する協定に基づき通報様式により県に通報する。

2 林野火災関連情報等の収集体制等の整備

(1) 基本方針

防火広報、警戒活動を効果的に実施するため、林野火災多発時期における監視パトロール等により、入山者の状況等の把握可能な体制を確立する。

(2) 実施計画

ア 【市、諏訪広域消防茅野消防署及び県が実施する計画】（市：産業経済部）

林野火災の発生しやすい時期において、広報車、ヘリ等により、林野火災の発生危険性が高い地域を中心としたパトロールを実施することによって、入山者の状況等が把握できる体制を確立する。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第1 基本方針

林野火災が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるため、そのための備えとして所要の体制の整備を行う。

第2 主な取り組み

- 1 情報収集体制及び関係機関相互間等の連絡体制の整備を図る。
- 2 関係機関の迅速な初動体制を確保するため、災害応急体制の整備を図る。
- 3 消火活動の実施に必要な資機材の整備に努める。
- 4 防災関係機関等と防災訓練を実施する。

第3 計画の内容

1 情報の収集・進路関係

(1) 基本方針

災害現場及び関係機関相互の通信手段を確保し円滑な連絡体制を整備する。

また、必要に応じヘリコプター、車両等を現地に派遣し、被害状況を迅速に把握する体制を整備する。

(2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する計画】（危機管理室、産業経済部）

防災行政無線、携帯電話を整備するとともに、これらの無線機器の不感知帯に対応した通信機器についても整備を進める。

また、状況に応じてヘリ又は車両による現地情報の収集体制を整備する。

2 災害応急体制の整備関係

(1) 基本方針

関係機関職員の林野火災発生時における非常参集体制及び相互の応援体制の確認を平常時から行い、発災時の迅速な活動ができる体制の確保を図る。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（危機管理室）

(ア) 職員の参集等活動体制の確認を行う。

(イ) 長野県消防相互応援協定、長野県市町村災害時相互応援協定、諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定及び大規模災害発生時における相互応援に関する協定（甲州街道沿線12市）等の要請方法等について確認を行う。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

林野火災発生時の職員の参集等活動体制の確認を行う。

3 消火活動関係

(1) 基本方針

消防水利及び林野火災消火用具資機材の点検整備を実施し、迅速な出動が可能な体制の確保を行う。

(2) 実施計画

ア 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する計画】(危機管理室)

- (ア) 消防団及び自主防災組織との連携強化を図り、消防水利の確認、消防資機材の点検整備等を実施し、消防体制を強化する。
- (イ) 空中消火基地及び取水用河川、湖沼等の利用可能状況を把握する。

イ 【県が実施する計画】(危機管理部)

- (ア) 市町村に対し、消防水利の多様化とともに、適切な配置について指導を行う。
- (イ) 林野火災の初期消火を実施するため、消防防災ヘリコプターの迅速な出動体制を確保する。
- (ウ) 林野火災空中消火資機材を備蓄し、空中消火を実施する消防機関に貸与する。

4 防災関係機関等の防災訓練の実施

(1) 基本方針

消防機関及び関係機関が参加し、実践的な消火等の訓練等を実施する。

(2) 実施計画

ア 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する計画】(危機管理室)

- (ア) 防災訓練において自衛隊の派遣及び広域応援を想定した訓練を実施する。
- (イ) 消防職員、消防団員等を対象とした空中消火資機材の取り扱いに関する講習等を実施する。

イ 【県が実施する計画】(危機管理部)

- (ア) 総合防災訓練において自衛隊及び広域応援を想定した訓練を実施する。
- (イ) 空中消火資機材の取扱いに関する講習会を実施する。

第2章 災害応急対策計画

基本方針

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、炎症拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて消防防災ヘリコプターの要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

第1節 林野火災の警戒活動

第1 基本方針

火災警報の発令等、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視、を強化し地域住民及び入林者に対して火災に関する警戒心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

第2 主な活動

林野火災の発生のおそれがある場合、火災予防広報活動を強化するとともに、火の使用制限等を行う

第3 活動の内容

(1) 基本方針

林野火災の発生のおそれのある時期に多様な広報手段を利用し、林野火災予防の広報活動を集中的に実施する。

(2) 実施計画

ア 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する計画】（危機管理室、産業経済部）

(ア) 火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）の基づく市長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議する。

また、火入れの場所が隣接市町村に接近している場合は、関係市町村に通知する。

(イ) 火入れ、たき火、喫煙等の制限

a 気象状況が悪化し、林野火災の発生のおそれがある場合は、入林者等に火を使用しないよう要請する。

b 長野地方気象台から気象警報、注意報等を受けたとき、又は、気象状況が火災予防上危険があると認めるときは、火災に関する警報の発令、市民及び入林者への周知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。

c 火災警報の市民及び入林者への周知は、打鐘、サイレン、掲示板、吹き出し、旗等消防信号による信号方法及び広報車による巡回広報のほか、テレビ、有線テレビ、ラジオ放送等を通じ、周知徹底する。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部、林務部）

気象状況等により、林野火災発生のおそれがある場合は、広報車、ヘリ、ラジオ、テレビ等により入山者等に対し火気の取扱いの自粛等の広報等を行うとともに、巡視、監視を強化して、火災の発生を防止する。

第2節 発災直後の情報収集・連絡体制

第1 基本方針

林野火災の状況について迅速かつ的確な情報の収集のための、関係機関相互の連絡体制を確保する。

第2 主な活動

災害情報の収集及び連絡体制を確保する。

第3 活動の内容

(1) 基本方針

現地との通信連絡体制を確保し、正確な災害情報の収集に努め、報告する。

(2) 実施計画

ア 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する計画】（危機管理室、産業経済部）

(ア) ヘリコプターによる偵察の要請

(イ) 職員の災害現場への派遣

(ウ) 各所管施設等の被害状況の把握

イ 【県が実施する計画】（危機管理部、警察本部）

(ア) ヘリコプターによるヘリテレ等を使用した上空からの情報収集の実施。

(イ) 関係機関とのホットラインの設置

(ウ) 現地情報収集課の派遣

第3節 活動体制の確立

第1 基本方針

関係機関の連携の下、迅速かつ的確な消火活動を実施するための体制を確保する。

第2 主な活動

- 1 災害情報の収集。連絡を実施する。
- 2 事業者の消火活動に対する協力体制を確立する。

第3 活動の内容

1 災害情報の収集・連絡体制

(1) 基本方針

現地との通信連絡体制を確保し、正確な災害情報の収集に努める。

(2) 実施計画

ア 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する対策】（危機管理室、産業経済部）

- (ア) 職員の災害現場、所管施設への派遣及び状況報告
- (イ) 諏訪広域消防茅野消防署から県への火災即報の送信
- (ウ) 状況に応じ、消防防災ヘリ等の応援要請の実施

イ 【県が実施する対策】（危機管理部、林務部、警察本部）

- (ア) ヘリコプターによるヘリテレ等を使用した上空からの情報収集の実施。
- (イ) ホットライン等による関係機関からの情報収集の実施
- (ウ) 現地情報収集チームによる現地情報の収集
- (エ) 消防庁への火災速報の送信（必要に応じて林野庁、関係省庁への報告）

2 林野所有（管理）者の活動体制

(1) 基本方針

林野所有（管理）者は、消防機関の消火活動が円滑かつ効果的に実施できるよう支援する。

(2) 実施計画

ア 【市、諏訪広域消防茅野消防署及び県が実施する対策】（産業経済部）

林野関係者に対し、消防機関、警察等との連携を図り、初期消火及び情報連絡等の協力を求める。

イ 【林野所有（管理）者等が実施する対策】

初期消火を実施するとともに、消防水利、火災現場への進入路等の情報提供について協力をを行う。

第4節 消火活動

第1 基本方針

被害の拡大を最小限に食い止めるため関係機関が連携して消火活動を実施する。

第2 主な活動

地上からの消火活動に加え、火災の拡大のおそれがある場合は、ヘリによる空中消火活動を実施する。

第3 活動の内容

(1) 基本方針

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域な応援等を得て、迅速かつ的確な消防活動を行う。

(2) 実施計画

ア 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する対策】（危機管理室、産業経済部）

市は、林野火災の発生場所、風向及び地形等現地の状況によって常に臨機の措置をとる必要があるため、消火活動にあたっては、次の事項を検討する。

- (ア) 出動部隊の出動区域
- (イ) 出動順路と防ぎよ担当区域
- (ウ) 携行する消防機材及びその他の器具
- (エ) 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
- (オ) 応援部隊の集結場所及び誘導方法
- (カ) 応急防火線の設定
- (キ) 救急救護対策
- (ク) 市民等の避難
- (ケ) 空中消火の要請

イ 【県が実施する対策】（危機管理部、林務部）

県は、林野火災の情報を的確に把握し、次に掲げる事項については、応急措置を講ずるとともに、市町村に対しその指導を行う。

(ア) 通報連絡

林野関係機関及び林業関係機関に通報し、必要と認めるときは、(イ)、(ウ)、(エ)、に掲げる応援機関に通報し、応援を得て、消火活動を実施するものとする

(イ) 市町村相互関係

林野火災は、多数の消火人員を動員する必要があるため、火災の拡大にともない、当該市町村のみでは消火できないと判断したときは、市町村の相互応援協定により、応援状況を勘案しつつ、他市町村に対し応援を支持するものとする。

(ウ) 広域航空消防応援

広域航空消防応援を必要とするときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」により要請するものとする。

(エ) 自衛隊派遣要請

自衛隊の派遣を要請するときは、震災対策編第3章第5節「自衛隊災害派遣活動」により、要請する。

(オ) 林野火災空中消火

消防防災ヘリコプター等による空中消火を実施する。

ウ 【関係機関が実施する計画】（南信森林管理局）

(ア) 国有林火災の場合の通報連絡

国有林又は国有林付近の林野火災を覚知した森林管理署等は、速やかに関係消防機関に通知するとともに、火災の拡大防止に努める。

(イ) 広域消火活動のため、自衛隊の派遣を必要とするときは、震災対策編第3章第5節「自衛隊災害派遣活動」により、知事に要請する。

第5節 二次災害の防止活動

第1 基本方針

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生における土石流の発生などの危険性があるため、これらによる二次災害から市民を守るための措置を講ずる。

第2 主な活動

二次災害発生を防止する措置を講ずるとともに、関係機関への情報提供を行う。

第3 活動の内容

二次災害の防止

(1) 基本方針

危険箇所について速やかに調査を行い、二次災害の防止に必要な応急措置を講ずる。

(2) 実施計画

ア 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する対策】（危機管理室、産業経済部）

緊急点検結果の情報に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとる。

イ 【県が実施する対策】（林務部、建設部）

(ア) 林務部が実施する対策

機能を失った森林に原因する二次災害の発生予想・影響等について調査し、危険性の高い箇所について、関係者・関係機関に情報提供を行うとともに、土砂災害等の防止対策を検討する。

(イ) 建設部が実施する対策

a 緊急点検マニュアルにより、土砂災害危険箇所及び施設の点検を実施する。

b 必要に応じて斜面判定士の派遣要請を行う。

c 緊急点検の結果、二次災害発生の危険性の高い箇所について、関係者・関係機関に情報提供を行う。

また、必要に応じて応急活動を実施する。

第3章 災害復旧計画

第1 基本方針

林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良普及を行う。

第2 主な活動

森林機能の回復及び林野火災に強い森林づくりを行う。

第3 活動の内容

(1) 基本方針

事業者による森林機能の回復及び林野火災に強い森林づくりを支援する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（産業経済部）

豪雨地帯や消防水利の悪い地域においては、林野火災に強い森林づくりへの検討を行うとともに関係者等に対する普及啓発を行う。

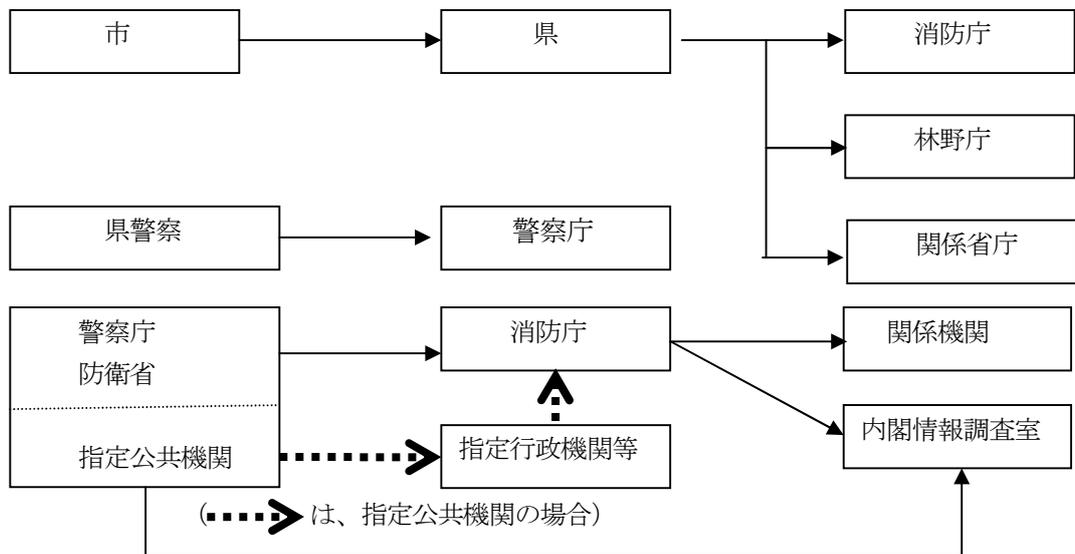
イ 【県が実施する対策】（林務部）

(ア) 保安林及び保安林の指定を行い管理していく必要のある公益的に重要な森林においては、土砂の移動を防止するための柵工・土留工などの施設と組み合わせて植栽し、森林を造成する。

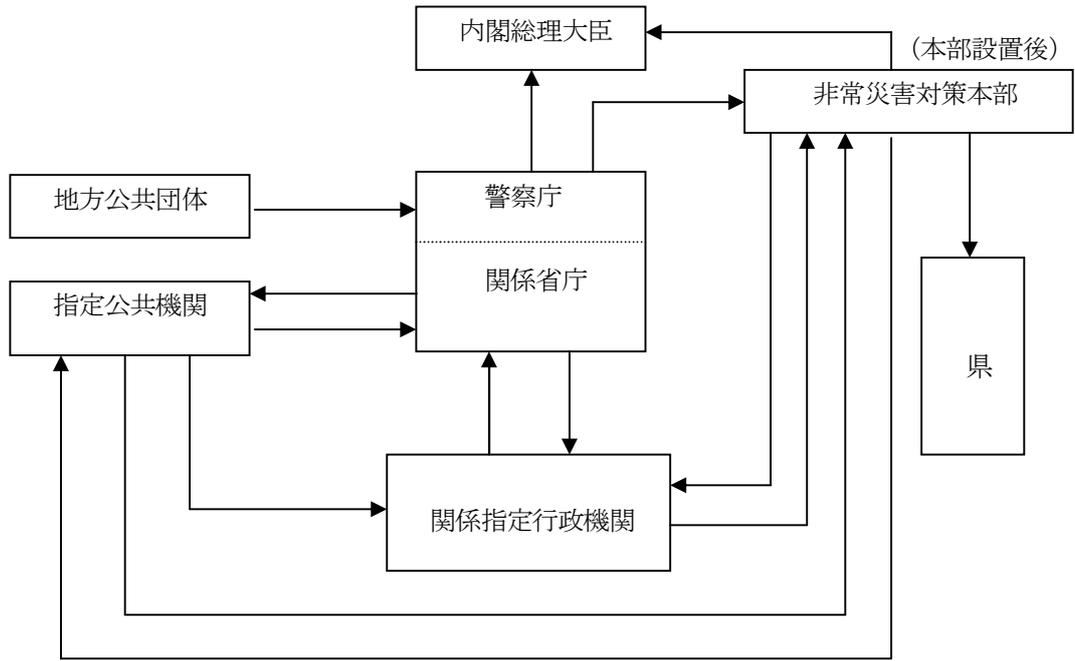
(イ) 豪雨地帯においては、森林の延焼を防止または、軽減することを目的に防火林帯（防火樹林対及び空間地帯）の造成等について検討する。

林野火災における連絡体制

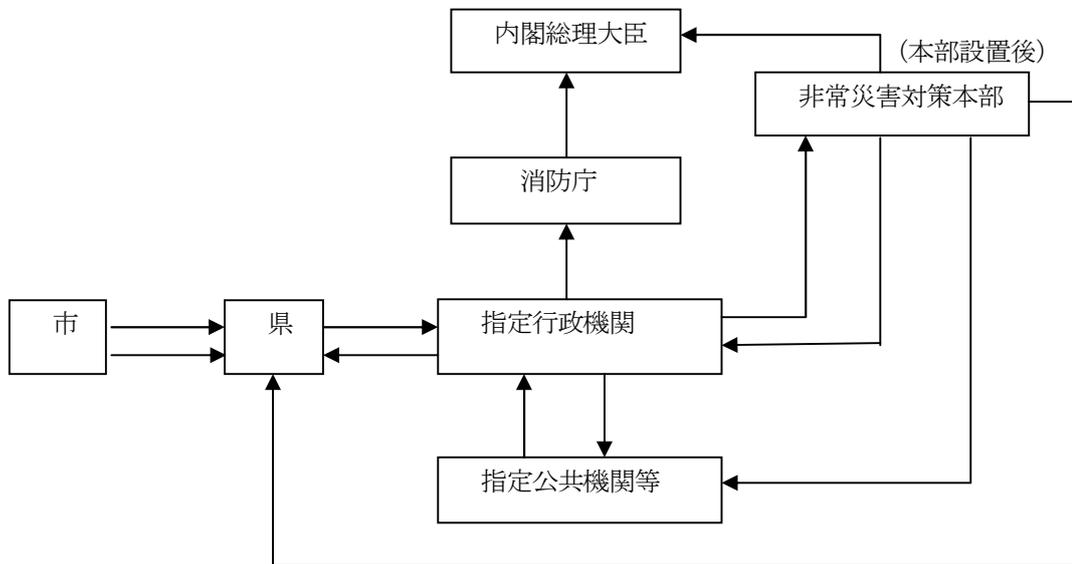
(1) 林野火災発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡



(2) 一般被害情報等の収集・連絡



(3) 応急対策活動情報



※ この図は、茅野市地域防災計画のよる連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や県・市町村等との連絡体制まで含めた体制の概要を図示したものである。